

# 介護職員処遇改善加算 に関するキャリアパス 基準について

# 社会福祉法人ひまわり介護職員処遇改善加算に関する キャリアパス基準(令和3年4月1日改正)

職 位	職 能 基 準	職 務 内 容
<p><b>統括施設長</b> (任用の要件) 経験年数15年以上 施設長資格</p>	<p>①法人の理事であり理事会が任命する。 ②各職場の維持管理、人間関係まで含めた総合的な労務管理において適切な判断、対応がとれる。 ③経営計画及び事業計画の企画立案能力。 ④介護保険及び福祉事業の法令、業務に精通していること。</p>	<p>①法人全体のマネジメント及び一部事業所の管理者を兼務。 ②理事会・評議会の開催運営。 ③職員への決算報告及び法令遵守の説明。 ④各事業所の運営状況の確認、指導。 ⑤介護保険事業及び福祉事業の法令に沿った運営のチェック。 ⑥法人の財産及び財務状況が適正であるかのチェック。 ⑦管理者、主任等リーダーの人事評価</p>
<p><b>管理者</b> (施設長・所長) (任用の要件) 経験年数15年以上 施設長資格 看護師(准) 社会福祉士 介護福祉士 介護支援専門員</p>	<p>①事業所の管理者として理事長が任命する。 ②部下の育成能力と評価。 ③部門をまとめ問題解決する能力。 ④介護保険及び福祉事業の法令、業務に精通していること。 ⑤管理者として必要な資格及び経験があること。</p> <p>※1 <u>特別養護老人ホーム施設長は施設長認定講習の受講又は同等の資格及び経験が必須。</u> ※2 <u>管理職手当 基本給の10%</u></p>	<p>①介護保険事業及び福祉事業の法令に沿った運営のチェック。 ②他部門との連携及び法人の運営を理解し法人を支える。 ③職員の健康管理及び相談援助。 ④利用者からの苦情処理。 ⑤非常災害時の指揮及び避難訓練計画の立案。 ⑥主任、副主任、リーダー等の人事評価</p>

※職位及び職務内容に応じた賃金体系は、各事業所の就業規則に定めてありますので、ご確認してください。

# 社会福祉法人ひまわり介護職員処遇改善加算に関する キャリアパス基準(令和3年4月1日改正)

職位	職能基準	職務内容
<p><b>主任</b></p> <p>(任用の要件) 経験年数10年以上 看護師(准) 社会福祉士 介護福祉士 介護支援専門員</p>	<p>①管理者の推薦により理事長が任命する。 ②リーダーシップを発揮し、部門をまとめることができる。 ③一般職員への見本となり指導教育ができる。 ④介護保険及び福祉事業の法令、業務に精通していること。</p> <p>※1 一般給料表(1)3級4号級～ ※2 主任手当 基本給の10%</p>	<p>①介護保険事業及び福祉事業の法令に沿った運営のチェック。 ②他部門との連携。 ③職員の健康管理及び相談援助。 ④利用者からの苦情受付。 ⑤非常災害時の指揮。 ⑥新人職員の育成及び指導。</p>
<p><b>副主任</b></p> <p>(任用の要件) 経験年数8年以上 看護師(准) 社会福祉士 介護福祉士 介護支援専門員</p>	<p>①管理者の推薦により理事長が任命する。 ②リーダーシップを発揮し、部門をまとめることができる。 ③一般職員への見本となり指導教育ができる。 ④介護保険及び福祉事業の法令、業務に精通していること。</p> <p>※1 一般給料表(1)3級3号級～ ※2 副主任手当 10,000円～15,000円</p>	<p>①介護保険事業及び福祉事業の法令に沿った運営のチェック。 ②他部門との連携。 ③職員の健康管理及び相談援助。 ④利用者からの苦情受付。 ⑤非常災害時の指揮。 ⑥新人職員の育成及び指導。 ⑦主任不在時の対応及び指揮。</p>

※職位及び職務内容に応じた賃金体系は、各事業所の就業規則に定めてありますので、ご確認ください。

# 社会福祉法人ひまわり介護職員処遇改善加算に関する キャリアパス基準(令和3年4月1日改正)

職 位	職 能 基 準	職 務 内 容
<b>介護職員 上級</b> (任用の要件) 経験年数8年以上 介護福祉士 社会福祉士	①業務に関する経験をもとに、複雑な判断を要する業務を遂行できる。 ②標準的な課題について、上司の指示によりグループをまとめ問題解決にあたる。 ③上司の指示のもと、又は不在時は、下級者の指導を行うことができる。  ※ 一般給料表(1) 基本給 3級2号級～	①介護保険事業及び福祉事業の法令に沿った運営のチェック。 ②基本介護及び利用者の健康管理。 ③個別援助計画の作成及び記録のチェック、下級者への指導。 ④環境整備及び防火、防災業務。 ⑤新人職員及び後輩職員への指導、教育。
<b>介護職員 中級</b> (任用の要件) 経験年数2年～5年 社会福祉士 介護福祉士 初任者研修 (ヘルパー2級)	①実務に関する比較的高度な知識及び高度な経験をもとに、応用的判断を要する業務を遂行できる。 ②問題解決法を身につけ、業務の改善や問題解決を実践できる。 ③下級者に自己の経験を生かし指導できる。  ※ 一般給料表(1) 基本給 2級7号級～	①介護保険事業及び福祉事業の法令に沿った運営のチェック。 ②基本介護及び利用者の健康管理。 ③個別援助計画の作成及び下級者への指導。 ④環境整備及び防火、防災業務。 ⑤中堅職員研修の受講。 ⑥後輩職員への指導、教育。
<b>介護職員 初級</b> (任用の要件) 入職1年以内	①法人の理念、基本方針を理解する。 ②社会人、組織人、介護職員として自己の確立。 ③通常の業務に精通し、日常の定型業務を独立して遂行できる。 ④後輩職員への自己の経験を生かしアドバイスできる  ※ 一般給料表(1) 基本給 1級8号級～	①基本介護の習得。 ②新任研修、接遇マナー研修の受講。 ③普通救命救急講習の受講。 ④観察、記録の基礎の習得と実践。

※職位及び職務内容に応じた賃金体系は、各事業所の就業規則に定めてありますので、ご確認ください。

# 社会福祉法人ひまわり介護職員処遇改善加算に関する キャリアパス基準(令和3年4月1日改正)

## 【資格取得支援】

### ・初任者研修

医療・介護関係の資格のない職員に対して、初任者研修受講及び実習をサポート。

### ・介護福祉士

3年以上の実務経験による受験者に必要となった実務者研修を受講後、国家試験を合格した者に対して、受験費用を援助。

毎年7月～週に1度、介護福祉士受験対策講座を社会福祉法人ひまわり主催で開催。

### ・社会福祉士

社会福祉士取得のための通信教育受講及び実地研修期間をサポート。

### ・精神保健福祉士

精神保健福祉士取得のための通信教育受講及び実地研修期間をサポート。

### ・介護支援専門員

毎年6月～週に1度、介護支援専門員受験対策講座を社会福祉法人ひまわり主催で開催。

### ・看護師(准)

職員として勤務しながら看護学校への通学、実習をサポート。

# 社会福祉法人ひまわり介護職員処遇改善加算に関する キャリアパス基準(令和3年4月1日改正)

## 【退職共済について】

### ・常勤職員

社会福祉協議会退職共済制度及び福祉・医療機構の退職共済制度加入

### ・臨時職員

福祉・医療機構の退職共済制度加入

※臨時職員とは、常勤職員の4分の3以上勤務し、社会保険に加入している職員をいう。  
(別名 保険付きパート)

## 【パート職員から、臨時職員及び常勤職員への要件】

### ・常勤職員

常勤と同じ勤務体制(夜勤等もありえる)及び社会福祉法人ひまわりの運営する事業所への異動に同意できる場合。

### ・臨時職員

常勤職員の4分の3以上勤務できる場合。

# 社会福祉法人ひまわり介護職員処遇改善加算に関する キャリアパス基準(令和3年4月1日改正)

## 【研修支援制度】

- ・個人の資格取得に関する支援は、【資格取得支援】のとおり。
- ・一般研修(新人職員、中堅職員研修、介護、医療関係の専門研修)については、研修に係る費用及び日当を支給する。※旅費規定に準ずる。

## 【職員健康診断制度(一般健康診断と別に)】

- ・入社1年以上であって40歳以上の職員に対し、脳のMRI又は、腰痛等の対策も兼ねて、骨盤MRIの検査を受けられる。法人が10,000円援助。(指定機関:OHC大分総合健診センター、杵築市立山香病院健診センター)

- ・45歳以上の職員に対して、胃カメラ(内視鏡)の検査を受けられる。法人が全額援助。  
(衛藤外科への受診のみ)

## 【有給消化の推進(5連休を年に2回か10連休を年1回の取得を推進)】

- 平成28年までは、年に1度、有給と週休を使った5連休を取得する制度であったが、平成29年より、年に2回あるいは10連休を年1回取得するようにした。

# 社会福祉法人ひまわり介護職員処遇改善加算に関する キャリアパス基準(令和4年4月1日改正)

## 【介護職員の処遇改善に係る賃金改善の報告】

処遇改善期間	H22年4月～ H23年3月	H23年4月～ H24年3月	H22年6月～ H25年5月	H25年6月～ H26年5月	H26年6月～ H27年5月	H27年6月～ H28年5月	H28年6月～ H29年5月
賃金改善総額	9,134,485	11,093,898	11,437,502	11,652,924	8,785,950	24,811,520	18,189,340
介護職員一人当 たりの賃金改善 月額	17,131	18,918	20,993	22,659	25,194	38,289	33,618
処遇改善期間	H29年6月～ H30年5月	H30年6月～ R01年5月	R01年6月～ R02年5月	R02年6月～ R03年5月	R03年6月～ R04年5月	R05年6月～ R06年5月	R06年6月～ R07年5月
賃金改善総額	29,396,460	28,178,640	30,189,676	39,732,628	39,458,097	40,425,761	43,955,954
介護職員一人当 たりの賃金改善 月額	48,864	43,605	42,105	44,413	44,195	37,431	41,625

※介護職員処遇改善交付金の申請を始めた平成22年3月より、月額の賃金改善額は、令和5年度末で平均44,195円アップしています。



# 社会福祉法人ひまわり介護職員処遇改善加算に関する キャリアパス基準(令和4年4月1日改正)

- ①常勤職員は1号級の昇給とする。ただし、勤務期間による。
- ②資格手当は、初任者研修 月3,000円→5,000円→R2年度より7,000円へ、  
実務者研修 月7,000円→R2年より8,000円へ、介護福祉士 月7,000円  
→10,000円→R2年度より12,000円へ、介護支援専門員資格取得プラス5,000  
円/月の支給。
- ③特別養護老人ホーム夜間勤務手当の見直し 夜勤1回あたり3,500円を  
5,000円→6,000円→7,000円→7,500円、R4年度より8,000円/回。  
小規模多機能型施設は、夜勤1回あたり3,500円を4,000円→5,500円→6,000  
円→R4年度より7,000円/回 宿直者は4,500円→5,000円/回の支給。
- ④賞与一時金として、基本支給額(1ヶ月程度)と別枠で、処遇改善金として  
(0.1ヶ月~1ヶ月)を支給。  
※ただし、介護報酬収入により変動するものとする。
- ⑤大田地区、特別養護老人ホーム瑞雲荘の常勤職員は、勤務地手当として  
10,000円の支給。
- ⑥責任者手当は基本給の10%(基本給に応じて支給)
- ⑦臨時介護職員の時給の見直しをR5.10月に10円/h、R6.2月に20円/h昇給。